

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年6月26日(2008.6.26)

【公表番号】特表2005-526145(P2005-526145A)

【公表日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-034

【出願番号】特願2003-517179(P2003-517179)

【国際特許分類】

C 0 9 K 3/14 (2006.01)

B 2 4 B 37/00 (2006.01)

C 0 3 C 10/02 (2006.01)

【F I】

C 0 9 K 3/14 5 5 0 D

B 2 4 B 37/00 H

C 0 3 C 10/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年5月9日(2008.5.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 3 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 3 4】

本明細書における定義を以下に述べる：

「非晶質物質」という用語は、融解物および／または気相から得られる物質でX線回折を測定したときに長距離(long range)の結晶構造を示さないものおよび／または、本明細書の中で「示差熱分析」として記述している試験法により測定されるような、DTA(示差熱分析)で測定したときに非晶質物質の結晶化に相当する発熱ピークを示すものを指す；

「セラミック」という用語には、非晶質物質、ガラス、結晶質セラミック、ガラス・セラミック、およびそれらの組み合わせを含む；

「複合金属酸化物」という用語は、2種またはそれ以上の異なる金属元素と酸素とを含む金属酸化物(たとえば、CeAl_{1.1}O_{1.8}、Dy₃Al₅O_{1.2}、MgAl₂O₄、およびY₃Al₅O_{1.2})を指す；

「複合Al₂O₃金属酸化物」という用語は、理論的酸化物基準で、Al₂O₃と1種または複数のAl以外の金属元素を含む複合金属酸化物(たとえば、CeAl_{1.1}O_{1.8}、Dy₃Al₅O_{1.2}、MgAl₂O₄、およびY₃Al₅O_{1.2})を指す；

「複合Al₂O₃Y₂O₃」という用語は、理論的酸化物基準で、Al₂O₃とY₂O₃とを含む複合金属酸化物(たとえば、Y₃Al₅O_{1.2})を指す；

「複合Al₂O₃REO」という用語は、理論的酸化物基準で、Al₂O₃と希土類酸化物とを含む複合金属酸化物(たとえば、CeAl_{1.1}O_{1.8}およびDy₃Al₅O_{1.2})を指す；

「ガラス」という用語は、ガラス転移温度を示す非晶質物質を指す；

「ガラス・セラミック」という用語は、非晶質物質を熱処理することによって形成される結晶を含むセラミックを指す；

「T_g」という用語は、本明細書の中で「示差熱分析」として記述している試験法により測定されるガラス転移温度を指す；

「T_x」という用語は、本明細書の中で「示差熱分析」として記述している試験法により

測定される結晶化温度を指す；

「希土類酸化物」という用語は、酸化セリウム（たとえば、 CeO_2 ）、酸化ジスプロシウム（たとえば、 Dy_2O_3 ）、酸化エルビウム（たとえば、 Er_2O_3 ）、酸化ユウロピウム（たとえば、 Eu_2O_3 ）、ガドリニウム（たとえば、 Gd_2O_3 ）、酸化ホルミウム（たとえば、 Ho_2O_3 ）、酸化ランタン（たとえば、 La_2O_3 ）、酸化ルテチウム（たとえば、 Lu_2O_3 ）、酸化ネオジム（たとえば、 Nd_2O_3 ）、酸化プラセオジム（たとえば、 Pr_6O_{11} ）、酸化サマリウム（たとえば、 Sm_2O_3 ）、テルビウム（たとえば、 Tb_2O_3 ）、酸化トリウム（たとえば、 Th_4O_7 ）、ツリウム（たとえば、 Tm_2O_3 ）、および酸化イッテルビウム（たとえば、 Yb_2O_3 ）、ならびにこれらの組み合わせを指す；

「REO」という用語は、希土類酸化物（類）を指す。